

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（令和2年3月30日京都市条例第48号）（保健福祉局医療衛生推進室健康安全課）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の施行により食品衛生法の一部が改正されることに伴い、京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例及び京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例について、規定を整備することとしました。

この条例は、令和2年6月1日から施行することとしました。

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 48 号

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部改正)

第1条 京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「食品衛生法」を「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法」に改める。

(京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部改正)

第2条 京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に、同項第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に、同項第3号中「第10条」を「第12条」に、同項第4号中「第11条第2項」を「第13条第2項」に、同項第5号中「第11条第3項」を「第13条第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室健康安全課)